

## 京都市告示第146号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成14年6月13日付で認可した桜坂自治会、平成18年3月1日付で認可した紫野西大徳寺町南部町内会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和7年4月18日

京都市長 松井 孝治

### 変更があった事項及びその内容

#### 1 桜坂自治会

	変更前	変更後
代表者の氏名	松尾 清美	鈴木 哲郎
代表者の住所 及び所在地	京都市左京区岩倉長谷町 718番地1	京都市左京区岩倉長谷町 723番地11

#### 2 紫野西大徳寺南部町内会

代表者の氏名	代表者の住所及び所在地	(期間)
池谷 直人	京都市北区紫野大徳寺町 67番地73	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで
山岸 良章	京都市北区紫野大徳寺町 67番地74	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
小寺 祥文	京都市北区紫野大徳寺町 67番地48	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
森口 典彦	京都市北区紫野大徳寺町 67番地	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
大林 達使	京都市北区紫野大徳寺町 67番地47	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

代表者の氏名	代表者の住所及び所在地	(期間)
加藤 順平	京都市北区紫野大徳寺町 6 7 番地 4 5	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
新谷 昌弘	京都市北区紫野大徳寺町 6 7 番地 7 8	令和 7 年 4 月 1 日から

(文化市民局地域自治推進室)